

住所不明等組合員の「みなし脱退手続き」のための公告に

ついて

和歌山中央医療生活協同組合「住所不明等組合員の自由脱退手続きに関する規則」にもとづき、「みなし脱退対象者」について下記公告期間を設けます。

一、今回「みなし脱退対象者」としているのは、組合加入時等下記の住所地の方で現在住所不明になっている方です。

和歌山市 秋月、有家、井ノ口、伊太祈曾、岩橋、太田、北出島、吉礼、口須佐、栗栖、黒谷、下和佐、頭陀寺、津秦、出島、出水、寺内、友田町、永山、鳴神、西、祢宜、布施屋、明王寺、森小手穂、吉里、吉田、和佐関戸、和佐中、園部、直川、六十谷、小豆島、宇田森、上野、落合、上黒谷、川辺、北、北野、楠本、神波、島、田屋、滝畑、谷、中筋日延、永穂、西田井、弘西、府中、吹上、藤田、山口西、小倉、大垣内、金谷、上三毛、新庄、吐前、満屋、石橋丁、五筋目、宇治鉄砲場、宇治藪下、宇治家裏、嘉家作丁、北新 1.2.5 丁目・戎ノ丁・金屋丁・七軒丁・中ノ丁・博労丁、北ノ新地 1.2 丁目・裏田町・下六軒丁・田町・東ノ丁、北町、蔵小路、毛下革屋丁、源蔵馬場 2 丁目、雑賀町、鷺ノ森、十番丁、十二番丁、新魚町、新大工町、新通、新中通、杉ノ馬場、鈴丸丁、徳田木丁、友田町、中之島、西釘貫丁、西蔵前丁、西大工町、西仲間町、西布経丁、西の店、橋丁、畑屋敷、八番丁、東釘貫丁、東仲間町、東布経丁、東旅籠町、一筋目、福町、坊主丁、三筋目、南雑賀町、元寺町、柳丁、山吹丁、本町 1～9 丁目。 (計 1 5 3 6 名)

上記、「みなし脱退対象者」の名簿は医療生協本部事務局(和歌山市有本 1 4 3 - 1 電話(073) 4 7 4 - 5 1 2 1)にあります。

二、この公告は、2月14日(月)～3月19日(土)とし、お心当たりのある方は期間中にお申し出下さい。

三、公告期間終了後も所在が確認できなかった方は、3月末日をもって「みなし脱退手続き」を実施しますが、その後も本人の申し出等により復活手続きが実施された場合は組合員資格を復活します。

なお、上記今回「みなし脱退対象者」の住所地でない方でも、機関紙「健康とくらし」が届いていない、住所変更になっているのを連絡していない、など、お心当たりがある場合ご連絡をお願いいたします。

2011年2月14日

和歌山中央医療生活協同組合

和歌山市有本 143-1

電話(073) 4 7 4 - 5 1 2 1

